

二準スヘキ各種学校」ニ、「小学校教員検定」ヲ「国民学校教員検定」ニ改ム

附 則

本令中第一条第二項ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、^(抹消)第四条ノ規定ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ^(施行)〔適用〕ス

(参照)

一、私立学校令施行規則

第一条 私立学校令第二条ニ依リ私立学校設立ノ認可ヲ受

ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ニ校地、校舎、

寄宿舎ノ図面ヲ添ヘ^(抹消)〔官〕^(加筆)監督官庁ニ申請スヘシ

〔加筆〕一 目的

〔加筆〕二 名称

〔加筆〕三 位置

四 学則

五 経費及維持方法

前項第一号乃至第三号及校地、校舎、寄宿舎ノ変更ハ監

督官庁ニ開申シ第四号ノ変更ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘ

シ^(加筆・朱線)

第四条 私立学校令第六条ニ依リ施スヘキ試験ハ^(加筆・朱線)小学校及

小学校ニ類スル各種学校教員ニ在リテハ^(加筆・朱線)小学校教員検定

委員、其ノ他ニ在リテハ師範学校、中学校、高等女学校

教員検定委員又ハ文部大臣ノ特ニ選定シタル委員ヲシテ

之ヲ行ハシム

〔注記1〕

〔完結〕

〔注記2〕

〔急〕

〔注記3〕

〔注記4〕

〔記録掛 16・12・27 受領〕

〔注記5〕

〔3.26〕

〔注記6〕

〔抹消〕^(加筆)〔六〕〔五〕

〔下札〕

〔中山〕

〔種別〕

〔四〕

〔六〕

〔大12〕

〔昭16〕

〔盲学校令、聾哑学校令及其解釈・大12〕

〔昭18〕

〔私立学校令施行細則〕

〔府県令〕

〔文部省〕

〔34.32-5, 2401〕